

どこに生まれても、安心して子育てができるように

初めての子育ては、誰にとっても不安が大きいものです。わが子がくしゃみしても、お乳を吐いても、泣きやまなくても心配なのが新米の親の当たり前の姿です。現代においては、多くの親は子どもを産むまでは赤ちゃんと接したことがない状況にあります。「赤ちゃんとは遊んであげて」と言われても、「赤ちゃんがなにして遊ぶの?」と、とまどうのが当たり前なほど、日常生活において赤ちゃんに関わる機会は乏しいのが実情です。生まれてすぐにわかる重症心身障害やダウン症の場合であれば、なかなか診断がつきにくいADHD等の場合であれば、子どもに障害があったり、育てにくさがあったりすればなおのこと、子育ての不安としんどさがおおいかぶさってきます。

どんな地域に生まれたとしても、またどんな子どもであろうと、親たちが安心して子育てできるように支援することが「児童福祉法第2条」に規定された、国と地方公共団体の責任です。残念ですが、不安を抱えた親を支援する体制が、日本のすべての自治体に整っているとはいえないのが現状です。療育の場が設置されていない自治体がまだ残っているのです。

2011年に改正された障害者基本法第17条には、療育の保障に関する国と地方公共団体の責務が盛り込まれています。この17条を力に、すべての自治体に療育の場を整備する

よう、都道府県と自治体の責任を問う取り組みを明日から始めましょう。また、現在、内閣府において検討が進められている「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」にも、「障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、…全ての子どもに対し、身近な地域において」適切な保護及び援助の措置を講じることが明記され、市町村が「要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども」を含めた地域の子ども・子育て支援事業の基盤整備を行うことになっていることを受けて、今後、この指針も活用していきましょう。

ゼロ歳児から療育に通うことができるように

療育の場がすでにあるという地域であったとしても、ゼロ歳で障害がわかるダウン症児が、日々療育に通えているでしょうか。療育を希望しても、週1日しか通えない、療育を受けるために1年も2年も待機しなくてはならないという地域のほうが、現実には多いのではないのでしょうか。親子が安心して楽しい日々を送りうるような療育の場の整備状況でしようか。幼いほど通園の負担は少なくてすみますが、療育の場が限られているために、通園に時間がかかり家庭生活にしわ寄せがいつているということはないでしょうか。

特別支援教育は、通常学級在籍児の6・5%、特別支援学校・特別支援学級在籍児を合

障害者基本法

障害者施策推進に関する国と地方自治体の基本的な考え方を定めた法律。1970年制定の心身障害者対策基本法が出発点。2011年の改正で、第17条に「療育」が新設され、「障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない」と明記された。